

国 技 電 第 5 1 号
平成21年 3月31日

各 地 方 整 備 局 企 画 部 長 殿
北 海 道 開 発 局 事 業 振 興 部 長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 開 発 建 設 部 長 殿
国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所 企 画 部 長 殿

大臣官房 技術調査課 電気通信室長

「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱い」の運用について

「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱い」の運用については、平成20年3月31日付け国技電第54号（以下「室長運用」という）で通知したところであるが、平成21年3月17日付け国技電第41号の土木請負工事工事費積算基準（電気通信編）の一部改定に伴い室長運用を以下のとおりとするので通知する。

なお、「予算決算及び会計令第85条の基準」の運用について（平成20年3月31日付け国技電第54号）は、廃止する。

記

1 「土木請負工事工事費積算基準（電気通信編）」に係る基準の取扱いの運用

運用にあたっては、官房長通達記2（1）イにより処理することとし、同通達中の「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」は、土木請負工事工事費積算基準（電気通信編）の以下に該当するものとする。

（1）一般工事

- ① 「直接工事費」は、「直接製作費」、「直接工事費」の合計額とする。
- ② 「共通仮設費」は、「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額とする。
- ③ 「現場管理費」は、「工場管理費」、「現場管理費」、「機器間接費」の合計額とする。
- ④ 「一般管理費等」は、機器単体費の「一般管理費等」、工事費の「一般管理費等」の合計額とする。

ただし、「直接製作費」は機器単体費に10分の6を乗じた額、「間接労務費」は機器単体費に10分の1を乗じた額、「工場管理費」は機器単体費に10分の2を乗じた額、機器単体費の「一般管理費等」は機器単体費に10分の1を乗じた額とする。

（2）鉄塔・反射板工事

- ① 「直接工事費」は、「工場塗装費」、「材料費」、「製作費」、架設工事原価の「直接工事費」の合計額とする。

②「共通仮設費」は、「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額とする。

③「現場管理費」は、「工場管理費」、「現場管理費」の合計額とする。

ただし、「材料費」と「製作費」の合計額は鉄塔製作費に10分の6を乗じた額、「間接労務費」は鉄塔製作費に10分の3を乗じた額、「工場管理費」は鉄塔製作費に10分の1を乗じた額とする。

2. 本通知は、平成21年4月1日以降に入札公告等を行う工事から適用する。